

令和8年美濃加茂市教育委員会 3月臨時会 会議録

1 開会日時及び場所

令和8年3月4日(水)午後5時から午後5時40分まで
生涯学習センター2階 202会議室

2 出席者

(教育委員)

教育長 梅村 高志
委員 武田 由美
委員 渡邊 博栄
委員 安藤 摩里
委員 榊間 月絵
委員 中西 東峰

(事務局)

教育委員会事務局長 渡辺 明美
学校教育課長 明星 裕
教育センター次長 佐伯 好洋
教育総務課課長補佐 太田 文生

3 欠席者 なし

4 開会 午後5時00分

5 議事日程等

(1)教育長あいさつ

(2)会議録署名委員の指名

(3)議事

○議第1号 令和8年度教職員の人事異動について

○議第2号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

○議第3号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について

○議第4号 美濃加茂市教育委員会教職員懲戒等審査委員会規程の一部を改正する告示について

(5)その他

会議録

(1)教育長あいさつ

梅村教育長

改めまして、皆さん、こんにちは。本当にお疲れのところ、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日は臨時会ということで、教職員の人事に関わることをはじめ大事な案件がいくつかございますので、皆さんご協議の方よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから美濃加茂市教育委員会令和8年3月臨時会を開会いたします。

(2)会議録署名委員の指名

梅村教育長

はじめに次第の2、会議録署名委員の指名を行います。美濃加茂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により令和8年3月臨時会議会録の署名者は、安藤委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

安藤委員

はい。承知いたしました。

梅村教育長

ありがとうございます。

(3)議事

議第1号 令和8年度教職員の人事異動について

梅村教育長

続きまして次第の3、議事に入ります。議第1号、令和8年度教職員の人事異動についてを議題といたします。

本議題は人事案件のため、美濃加茂市教育委員会会議規則第8条の規定により非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしということで進めさせていただきます。

それでは事務局に説明を求めます。学校教育課長よろしく願いします。

明星学校教育課長

※資料を基に、令和8年度教職員の人事異動について説明。

・人事異動について、方針及び内容について説明

・資料については、議事終了後に回収

各委員

※各委員からの質疑

梅村教育長

ご異議等がないようでしたら、承認ということとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、人事異動(案)のとおり承認いたします。

議第2号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

梅村教育長

では、次に議第2号、美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

2ページから6ページまでをお願いいたします。6ページを見ていただくのが分かりやすいかなと思いますので、こちらをご覧くださいと思います。令和7年の状況ですが、教育長さんのもとに教育総務課、学校教育課の2課でございました。私は事務局長と名乗らせていただいておりますが、課長職でございます。

教育長と課長の間に部長職を置くということで、副教育長兼教育委員会事務局長ということでございます。

教育総務課の中にある施設対策監がありますが、こちらが施設に関することをいろいろやっている技師になりますけれども、そこを学校施設課として、誰になるかわからないですが課長職にして下に施設管理係を設けると。

学校教育課に関しましては、2ページを見ていただきますと、改正前、改正後とありますが、こちら今5係ありますが、こちらを2つの係にするというものでございます。

ただいま議会の方でもいろいろ報告を執行部の方がしております、この機構改革の説明文をもらってきましたのでご説明いたします。

令和8年4月1日からの本市の機構改革についてご説明いたします。教育委員会の組織につきまして現在教育長のもとに教育総務課・学校教育課の2課体制となっており、教育総務課内に施設対策監を配置しております。令和8年度から教育長の下に教育長を補佐する役職として部長級の副教育長兼教育委員会事務局長を配置いたします。令和7年4月から第3期総合戦略が進んでおりますが、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育など幅広い分野の教育、子育て支援に関する政策を含め、広義の教育として注力し、さまざまな課が事業を進めてきております。教育というキーワードで各部課と一層の連携を図るとともに、これまで以上に教育の視点を持って市長部局との調整を図り、事業を推進していくことや、市長部局に補助執行させている社会教育や文化財保護等に関する各学校が行う事業に対して、教育委員会が強いリーダーシップを発揮していくために、新たな役職として副教育長兼教育委員会事務局長を配置いたします。

次に、教育委員会に新たに学校施設課を設置し、施設管理係を設けます。学校施設の老朽化や、空調設備の設置、トイレの様式化、LED化対応等の施設整備が喫緊の課題となっていることから、新たに組織体制を整備し、事業の推進を図ります。また、学校教育課におきましては、これまで1人1系の体制で5系の体制でしたが、学校運営の資質的向上を支援する学校支援係と、子どもたちと先生を支援する育ち支援係の2係とし、チームでの業務推進を進める体制としてまいります。

それにも伴う規則の改正ということでございます。

梅村教育長

ありがとうございました。

市長さんの教育への思いも一段と上がりまして、とても教育が、ある意味手

厚く組織改善されていくということでございます。それだけ責任が伴うわけで、来年度もそれぞれの持ち場がより充実してくれるといいなということを思うわけですが。

どんな観点からでも結構ですし、素朴な質問でも結構ですが、ビフォーアフターを見ていただいて何かお気づきとかご感想がありましたらお願いできますか。

よろしかったですかね。

ただそこに座る方がどういう方で、どういうふう to 仕事を担っていかれるかということが見えてこないと検証もできないので令和8年度しっかり着眼いただき、またご助言いただけるとありがたいなというふうに思っております。

ではよろしかったでしょうか。

特にご意見がないということでございますので、議第2号について議決されたと認めます。

議第3号 美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する告示について

梅村教育長

次に、議第3号、美濃加茂市教育委員会事務決裁規程の事務を改正する報告についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

では7ページから12ページでございます。こちら第2号に続くところなんですけれども、組織改正に伴いまして、事務決裁の規程を変更することになりますのでその事案でございます。

これまで部長がいなかったことで市長部局でいいます部長職の仕事を教育長さんであり、私でありが補っていたところがあったんですが、これを事務局長とか副教育長の立場ができるということで、それによる変更をさせていただくというものでございます。一覧はちょっと多岐に渡りますが、大まかに申し上げますとこのような表の一覧でございます。

以上でございます。

梅村教育長

先ほどの改訂に伴って各職務が整理されるということでございます。これについてはよろしかったでしょうか。ありがとうございます。それでは議第3号につきましては議決されたと認めます。

議第4号 美濃加茂市教育委員会教職員懲戒等審査委員会規程の一部を改正する告示について

梅村教育長

次に第4号、美濃加茂市教育委員会教職員懲戒等審査委員会規程の一部を改正する告示についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

渡辺事務局長

こちら第2号に続くものでございます。副教育長、事務局長という立場があることによりまして構成員を変更することでございます。

学校教育課の方も名前が変わりますので、そちらの方も変更させていただいております。

梅村教育長

育ち支援係。これはとてもいい名前だなと。教師も子どもも育つという研修を中心とした係になります。

よろしかったでしょうか。

ありがとうございました。議第4号につきまして議決されたと認めます。

(4)その他

梅村教育長

それでは、次第4その他に入ります。

源泉所得税の納付手続き誤りについて報告ください。

渡辺事務局長

まず、このような報告をするに至ってしまったことに対しまして大変申し訳ございません。源泉所得税の納付手続き誤りに伴う不納付加算税及び延滞税の発生についてご報告させていただきます。

まず概要と経緯でございますが、令和7年の3月に委託業務の受注者に対し委託料を支払う際、振込先が個人名義口座であったため、本来は所得税の源泉徴収を行わなければならないのですが、受注者の振込先を法人名義口座とあると誤認しまして、委託料から源泉所得税を差し引かずに支払いをしました。

受注者からのご指摘により源泉徴収が実施されていないことが判明しまして、受注者の方から源泉徴収税額に相当する額を返納いただき、市会計に戻し入れの処理をいたしました。しかし、このお金につきまして税務署へ納付すべきところを納付手続きをしていなかったことが令和8年2月に受注者の指摘により判明いたしまして、不納付加算税及び延滞税の支払いが必要となったものでございます。

イメージしにくいかもしれませんが、発注しまして受けられたのが会社、口座が個人口座ということであまりない、通常ですと会社口座があるんですが個人口座であったというところで、源泉所得税が発生するということも、会社と契約しているので個人じゃないと思い込んでしまったというところに根本の原因があるものでございます。それが発覚してからですが、2月5日に所得税を関税務署に納付しにまいりまして、受注者の方にはいろいろ手続きの書類等をお渡しして経緯を説明したところでございます。2月5日に払ったことから、税務署から2月25日に不納付加算税と延滞税の額が確定いたしまして、支払いが全て完了いたしましたので、この度ご報告するに至ったものでございます。

裏面を見てくださいと金額が不納付加算税が25,500円、延滞税は10,200円でございます。こちらについては税法を遵守して、それぞれ気をつけていくというところで再発防止策というところでございます。まずは支払いに係る職員が税法等の関係法令を充分理解し、支払事務においても慎重なチェックを行ってまいります。またこちらの税務の手続きというのが会計課というところが行うものですから、その連携も含めて再発防止のためマニュアルに

沿った事務処理の徹底を周知するとともに、マニュアルに想定されていない事務処理については担当部門と会計課の間で完了までの流れを明確にし、直ちに支払事務を行うことを徹底しますということでございます。

補足でございますが、受注業者さんは全く非はありませんので、税等のペナルティ等は一切発生しないということは税務署に確認済みでございます。これに伴いまして明日プレスリリースを行う予定でございます。

報告は以上でございます。大変申し訳ございません。

梅村教育長

ご心配おかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

その他何か報告ありますか。よろしいですかね。

3月6日の中学校卒業式とそして25日の小学校卒業式と引き続きご足労いただき、お力添えいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それではこれで教育委員会令和8年3月臨時会を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。

閉会 午後5時40分